

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	中華人民共和國民法典：第一編總則：(2020年5月28日第13期全國人民代表大會第3回會議で制定, 2021年1月1日施行)
Author	王 晨
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 68 卷 4 号, p.562-600.
Issue Date	2022-03
ISSN	0441-0351
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	翻訳
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

中華人民共和國民法典 第一編 總則

(2020年5月28日第13期全國人民代表大會
第3回會議で制定, 2021年1月1日施行)

王 晨 (訳)

【解説】 中国共産党中央委員会は、第18期4中全会(2014年10月)において、法による国家統治の全面的な推進のために、民法典を編纂する国家事業プランを決めた。中国における民法典編纂は、二段階に分けて進めることになった。まず、第一段階において、「民法総則」を制定し、民法典の総則編とする。第二段階において、民法典各分編を編纂し、全人代常務委員会による審議・整備を経た後に「民法総則」と合体させ、完全な民法典とする方針がとられた。

2017年3月に第12期全国人民代表大会第5回会議において、予定通りに「民法総則」は採択された。その後、全人代法制工作委員会は、最高人民法院、最高人民検察院、司法部、中国社会科学院、中国法学会の協力の下で、民法典の各分編(物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任)の整合作業に着手し、2019年12月に、「中華人民共和國民法典(草案)」を作成して、第13期全人代常務委員会第15回会議の審議に上程することになった。「中華人民共和國民法典」は、新型コロナ対策の影響もあって、最終的に2020年5月28日、第13期全国人民代表大会第3回會議で成立し、2021年1月1日に施行された。

「中華人民共和國民法典」は、全七編、計1260条で、総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任編及び附則という構成になっている。第一編総則は、2017年の「民法総則」の構造及び内容を基本的に維持し、法典編纂の体系化に合わせて個別条項に対する字句訂正が行われた。それとともに「民法総則」にあった「附則」を民法典の最後の部分に移動した。

民法典総則編の全体的構造は、基本的に「民法通則」(1986年)、「民法総則」(2017年)に沿って組み立てられている。第一編総則は、第1章基本規定、第2章自然人、第3章法人、第4章非法人組織、第5章民事権利、第6章民事法律行為、第7章代理、第8章民事責任、第9章訴訟時効、第10章期間の計算という構成をとっている。「民法通

則」と比べて構造上、民事主体が拡大され、非法人組織を盛り込んだ以外、涉外民事関係の法律適用が民法典総則編に含まないことにした。民事権利の客体として、個人情報、データ等が新たに認められた。

民法典総則編は、民法における基本原則と一般的ルールを定めた。主な内容は、以下の通りである。

1 基本原則及び法律適用の規則

第1章基本規定では、民法典の立法目的、規律範囲、基本原則及び法律適用の規則が規定された。①立法の目的として、「民事主体の適法な權益を保護し、民事関係を規律する」というオーソドックスな民法の目的のほかに「社会秩序及び経済の秩序を維持保護し、中国の特色ある社会主義を發展させる要請に適應し、社会主義の核心價值觀を広める」（1条）ことも明示された。

②民法典の調整範囲では、「平等な民事主体である自然人、法人及び非法人組織間の人身関係と財産関係」（2条）が規律範囲とされる。「民法通則」（2条）の規定と比べて、人身関係（人格・身分関係）が財産関係の前に置かれたのは、「人及び人身の権利」を重視する21世紀型の民法理念の現れであると言われている。

③民法典の基本原則については、「民法通則」の原則体系が基本的に維持された。即ち、平等原則（4条）、自由意思の原則（5条）、公平の原則（6条）、信義誠実の原則（7条）、法律・公序良俗遵守の原則（8条）が再確認された。その中に中国の特色ある原則は、公平の原則である。「民事主体は、民事活動に従事するに当たって、公平の原則を遵守し、各当事者の権利と義務を合理的に確定しなければならない」（6条）ことが強調されている。また、グリーン原則を増設した。即ち、民事主体は「資源の節約に努め、生態環境を保護しなければならない」という環境配慮の原則である。具体的な関連規定は、民法典各則の物権編（294条、326条）、契約編（509条）、権利侵害責任編（1229条など）に定められている。その目的は、民事活動の自由と生態環境保護の均衡である。

④民法の適用規則について、法源及び民法の効力を定めた。民事紛争を処理するにあたって、「法律に規定がないときは、慣習を適用することができる」（10条）とされる。嘗ての「民法通則」（6条）の、法律に規定がないとき、国家の政策を適用することができるという規定と比べて、隔世の感がある。やや樂觀的かもしれないが、国家の退場と市民社会の復活である。そして、民法の効力については、「その他の法律に民事関係に関する特別の規定がある場合には」、特別法が優先適用することが定められている。

2 民事主体

民事主体について、総則編は、自然人（第2章）、法人（第3章）及び非法人組織（第4章）という3種類の民事主体を規定した。「民法通則」にあった公民（自然人）と法人の二元構造から、経済社会の発展に伴って自然人、法人及び非法人組織という三元構造に進化した。

自然人制度については、既に「民法通則」（第2章）において確立されたが、当時の「公民（自然人）」という表現を改めて、自然人というオーソドックスな民法概念に回帰した。その上で「民法通則」を基礎に以下の整備が行われた。①胎児の利益保護の規定を整備した。「遺産相続、贈与の受領など胎児の利益保護に関わるときは、胎児は民事権利能力を有するもの」（16条）と見なされるようになった。②制限行為能力者の年齢基準を引き下げた。未成年者の主体性をより尊重するために「10歳以上の未成年者」から「8歳以上の未成年者」に引き下げられた。③後見制度を整備・改善した。総則編における後見制度は、家庭による後見を基礎とし（26条）、社会による後見を補充とし（27条）、国家による後見を最後の寄り所とする（32条）という特徴を有する。「民法通則」（16条）と比べて、後見人の対象範囲（27条）が拡大され、遺言による後見人の指定（29条）、成人後見契約（33条）、公的后見（32条）が新設された。全体的に見ると、社会による後見制度が強化された。また、後見人の確定（30条、31条）、後見人の職責及び後見職責の履行（34条、35条）、後見人資格の取消（36条、37条）等の制度が整備された。

法人制度については、第3章では、まず、法人の定義（57条）、成立要件（58条）、法定代表者制度（61条、62条）、住所（63条）、登記制度（65条）及び分支機構（74条）などの一般規定（第1節）が置かれた。そして、法人を設立する目的及びその機能などに応じて、営利法人（第2節）、非営利法人（第3節）、特別法人（第4節）という3種類に分けて規定した。

「民法通則」（第3章）は、法人を企業法人、機関法人、事業体法人、社会团体法人に分けたが、民法典総則編は、改革開放時代における中国の経済社会の発展に応じて、より網羅的・機能的な枠組みを提供した。営利法人とは、「利益を獲得し、かつ、その利益を株主など出資者に配分する」法人であり、「有限責任会社、株式会社、及びその他の企業法人などが含まれる」（76条）。非営利法人とは、「公益またはその他の非営利目的で成立し、その出資者、設立者又は会員に利益を配分しない」法人であり、「事業体単位、社会团体、基金会、社会サービス機構などが含まれる」（87条）。そして、特別法人として、「機関法人、農村集団経済組織法人、都市・農村の合作経済組織法人、基

層大衆自治組織法人」が認められた（96条）。特別法人は、営利法人、非営利法人の二元構造にうまくはまらない中国独自の法人組織である。具体的には、「行政機関」（97条）、「農村集団経済組織」（99条）、「農民專業合作社」（100条）、「住民委員会」・「村民委員会」（101条）等がある。

非法人組織は、第3の民事主体として認められた。非法人組織とは、「法人の資格を有せず、法により自己の名義で民事活動に従事することができる組織であり、個人独資企業、組合企業、法人格を有しない専門サービス機構などが含まれる」（102条）。非法人組織の成立は、法律の規定に従い、登記をしなければならない（103条）。従って、非法人組織は、日本、ドイツ民法のいわゆる権利能力なき社団とは異なっている。また、債務弁済に足りない場合、「非法人組織の出資者又は設立者は、無限責任を負う」ことも明確に定められている（104条）。

3 民事権利及びその客体

第5章民事権利は、市民の権利保障の法治化を実現するために「民法通則」（第5章）と同様、専門の章を設けて、民事権利の種類と内容及び権利の取得と行使のルールを規定した。民事権利の章では、人身権（人格権、身分権）、財産権（物権、債権）、知的財産権（著作権、特許権、商標権）、その他の民事権利（相続権、株主権）に関する一般規定が置かれた。これは、民事権利の尊重を強調し、市民の権利意識を啓蒙する狙いがある。また、民事権利の保護を強化し、民法典各則と民商事特別法における具体的権利の規定に根拠を提供する目的もある。

民事権利の主な内容は、以下の通りである。①自然人の基本的な人格秩序及び具体的な人格権を宣示した。自然人の人身の自由、個人情報、人格尊厳は、法律の保護を受ける（109条、111条）。「自然人は、生命権、健康権、身体権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権などの権利を享有する」（110条）とされる。②物権の概念、客体を明確にした。物権とは、権利者が法により特定の物に対し、直接的支配及び排他的権利である（114条）。物権の客体たる「物には、不動産及び動産が含まれる。法律が権利を物権の客体として規定する場合は、その規定に従う」（115条）。③債権の概念及び債権の発生原因を明確にした。債権とは、「契約、権利侵害行為、事務管理、不当利得及び法律のその他の規定により、権利者が特定の義務者に対し、一定の行為を行い、又は行わないことを請求する権利である」（118条）。④知的財産権及びその客体を確認した（123条）。著作物、発明、実用新案、意匠、商標、地理的表示等が知的財産権の客体として、例示された。⑤相続権、株主権及びその他の民事権益を明確にした（124条、125条、126条）。その他の民事権益の中に、データ、ネット上の仮想財産が権

利の客体として、明示されている（127条）。

民事権利の取得及び行使原則について、以下のようなことが定められている。①民事権利は、民事法律行為、事実行為、法律の規定する事件により、取得する（129条）。②「民事主体は、自己の意思で法により民事権利を行使する」（130条）。③「民事権利を濫用して、国家利益、社会公共利益又は他人の適法な権益を侵害してはならない」（132条）。④「権利を行使するに当たって、法律の規定する義務又は当事者の約定する義務を履行しなければならない」（132条）とされる。また、特別法により、「未成年者、高齢者、障害者、女性、消費者などの民事権利に特別な保護を加える規定があるときは、その規定に従う」（128条）ことも強調されている。

4 民事法律行為及び代理

第6章民事法律行為は、パンデクテン体系の視点から「民法通則」及び「契約法」を踏まえた上で民事法律行為制度を拡充した。第1節一般規定、第2節意思表示、第3節民事法律行為の効力、第4節条件付き民事法律行為及び期限付き民事法律行為という構成をとっている。民事法律行為とは、民事主体が意思表示を通じて民事法律関係を設立、変更、終了する行為である（133条）。「民法通則」（54条）と比べると、「合法的」行為という限定がなくなり、無効行為、取消しうる行為及び効力未定行為も民事法律行為に含まれることになった。この定義規定により、中国の民事法律行為が日本民法、ドイツ民法の法律行為の構造と内容に近づいてきた。民事法律行為は、その意思表示の内容に従って効力を生じることになった（意思自治の原則）。

それに伴い、第6章は、民事法律行為の核心部分である意思表示制度を整備した。意思表示とは、民事主体が民事権利義務関係の設立・変更・終止の意思を外部に表明する行為である。第2節では、意思表示の方式（140条）、効力発生（137条）、意思表示の撤回（141条）、解釈（142条）が規定された。また、第3節は、民事法律行為の効力についても拡充した。民事法律行為の有効要件（143条）を規定するとともに、虚偽の意思表示（146条）、重大な誤解（147条）、詐欺（148条）、強迫（150条）及び明らかに公平を失する行為（151条）の無効、取消の問題について、それぞれ修正・補充を加えた。そして、「民法通則」にない期限付き民事法律行為（160条）を補充した。

第7章代理は、現行の法規定を基礎に代理規則を整備した。第1節一般規定、第2節委任代理、第3節代理の終了という構成をとっている。①一般規定では、代理の適用範囲（161条）、効力（162条）、種類（163条）等が明確にされた。②委任代理では、自己代理及び双方代理の禁止（168条）が増設された。③無権代理制度及び表見代理制度が整備された。即ち、「行為者に代理権がなく、代理権を超越し、又は代理権が消滅した

後に依然として代理行為を行い、本人の追認を経なかったときは、本人に対して効力を生じない」(171条)。「相手方が行為者に代理権を有すると信じる理由がある場合は、代理行為を有効とする」(172条)ことを定めた。

5 民事責任

民事責任とは、民事主体が民事義務を履行しない法的効果である。「民事主体は、法律の規定又は当事者の約定に従い、民事義務を履行し、民事責任を負わなければならない」(176条)とされる。第8章民事責任は、「民法通則」(第6章)と同様に民事責任という章を設け、民事義務を履行しない民事主体の責任を規整した。ただ、「民法通則」にあった「契約違反の民事責任」(第2節)、「権利侵害の民事責任」(第3節)に当たる内容は、民法典契約編、権利侵害責任編に委ねられ、主に民事責任の一般規定を整備した。民法典編纂に債権編(債権総則)を設けないことを決めた以上、第8章民事責任は、契約編の契約通則とともに債権総則の役割も担うことになった。

そこにおいて、按分責任(177条)、連帯責任(178条)、民事責任の負担方式(179条)、受益者による補償(183条)、責任競合(186条)及び民事責任の優先適用(187条)など債権編の内容が盛り込まれた。①民事責任の負担方式では、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、原状回復、損害賠償等が列挙された。注目すべき規定として、「法律が懲罰的賠償を規定したときは」、懲罰的賠償制度が認められている(179条)。具体的規定として、知的財産権侵害(1185条)製造物責任(1207条)、環境汚染及び生態破壊責任(1232条)等がある。②受益者補償制度を増設した。即ち、「他人の民事権益を保護するために自己が損害を受けた場合、…受益者は、適切な補償を与えることができる」(183条)とされる。③民事責任の優先適用では、「民事主体が同一の行為により、民事責任、行政責任及び刑事責任を負うべきときは」、「先に民事責任を負うべきこと」が定められている(187条)。これは、債権者の利益保護を強化するための規定である。

6 訴訟時効

訴訟時効とは、権利者が法定の期間内に権利を行使せず、その期間が満了した後は、人民法院による民事権利の保護を受けられない法律制度である。第9章訴訟時効は、「民法通則」(第7章)と同様、訴訟時効(消滅時効)のみを規定した。取得時効制度は、民法典編纂過程において議論があったが、社会主義イデオロギー上の問題もあって、結局、見送ることにされた。

第9章訴訟時効の主な内容は、以下の通りである。①一般訴訟時効の時効期間を3年に延長した。「人民法院に民事権利の保護を請求する訴訟時効の期間は、3年とする」。主観的起算点を「権利者が権利の侵害及び義務者を知り又は知り得べき日から起算す

る」(188条)とされる。これは、信義誠実の社会建設及び債権者の權益により良い保護を与えるためである。②性的侵害による未成年者を保護するために損害賠償請求権時効の起算点について特則を設けた。即ち、「未成年者が性的侵害を受けた際の損害賠償請求権の訴訟時効期間は、被害者が18歳となった日から起算する」と規定した(191条)。これは、今までの「民法通則」及び司法解釈に見られない規定である。③訴訟時効適用の除外範囲を明確にした。(1)侵害の停止, 妨害の排除, 危険の除去, (2)不動産物権及び登記をした動産物権の権利者による財産の返還請求, (3)撫養費, 扶助費又は扶養費を請求するときには, 訴訟時効を適用しない(196条)。

7 期間の計算

第10章期間の計算は、期間計算の起算点(初日不算入, 201条), 期間計算の最終日及びその順延(202条, 203条)等について, 規定した。

以上, 総括すると, 「中華人民共和国民法典」は, 中国民法史におけるパンデクテン体系の伝統を踏襲した上で, 拡大された民法典総則編を設けた。一般規定, 自然人, 法人, 非法人組織, 民事権利, 民事法律行為, 代理, 民事責任, 訴訟時効, 期間の計算という構成をとっている。オーソドックスな民法典総則と比べて, 非法人組織, 民事権利, 民事責任という中国の特色のある章を設けた。また, 民法典は, 民法体系の現代化のほかに民法制度の現代化も図った。民事主体の拡大, 法人形態の多様化(営利法人, 非営利法人, 特別法人)がその一つの現れである。権利の客体の面では, 知的財産権客体の整備, 人格的利益, 個人情報, データ等の承認がデジタル時代の要請に込えている。そして, 権利の取得の面では, 民事法律行為の制度を整備し, 意思自治の原則(133条)を強調した。最後に社会主義中国との関係で民法の社会化も同時に図られた。基本原則としての公平の原則, グリーン原則, 権利と義務一致の原則(131条), 権利濫用禁止の原則(132条)等がその現れである。このように中国型民法典は, パンデクテン型の民法典の立法伝統を踏まえ, 21世紀中国の実情に合わせて新たな創造を成し遂げた。権利に向かう「民法典時代」の中国が始まった。

主な参考文献

民法総則立法背景と観点全集編写組編『民法総則 立件背景と観点全集』(法律出版社, 2017年)。

王晨「民事財産法」高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』(東京大学出版会, 2017年)。

加藤雅信等「小特集・中国における『民法総則』の制定」法律時報89巻5号(2017年)。

龍衛球・劉保玉主編『中華人民共和国民法総則 釈義と適用指導』(中国法制出版社,

中華人民共和國民法典 第一編 總則 (王)

2017年)。

王晨「中国民法総則における訴訟時効制度の整備」JCA ジャーナル64巻9号(2017年)。

民法典立法背景与観点全集編写組編『民法典 立件背景与観点全集』(法律出版社, 2020年)。

龍衛球主編『中華人民共和國民法典・総則編釈義』(中国法制出版社, 2020年)。

『中華人民共和國民法典 含司法解釈』(中国法制出版社, 2021年)。

王晨訳「中華人民共和國民法典 第七編権利侵害責任」法学雑誌67巻4号(2021年)。

目 次

第一編 総則(第1条～第204条)

第1章 基本規定(第1条～第12条)

第2章 自然人(第13条～第56条)

第1節 民事権利能力及び民事行為能力(第13条～第25条)

第2節 後見(第26条～第39条)

第3節 失踪宣告及び死亡宣告(第40条～第53条)

第4節 個人工商業者、農村請負經營者(第54条～第56条)

第3章 法人(第57条～第101条)

第1節 一般規定(第57条～第75条)

第2節 営利法人(第76条～第86条)

第3節 非営利法人(第87条～第95条)

第4節 特別法人(第96条～第101条)

第4章 非法人組織(第102条～第108条)

第5章 民事権利(第109条～第132条)

第6章 民事法律行為(第133条～第160条)

第1節 一般規定(第133条～第136条)

第2節 意思表示(第137条～第142条)

第3節 民事法律行為の効力(第143条～第157条)

第4節 条件付き民事法律行為及び期限付き民事法律行為(第158条～第160条)

第7章 代理(第161条～第175条)

第1節 一般規定(第161条～第164条)

第2節 委任代理(第165条～第172条)

第3節 代理の終了(第173条～第175条)

第8章 民事責任(第176条～第187条)

第9章 訴訟時効(第188条～第199条)

第10章 期間の計算(第200条～第204条)

第1章 基本規定

第1条（本法の目的）

民事主体の適法な権益を保護し、民事関係を規律し、社会秩序及び経済の秩序を維持保護し、中国の特色ある社会主義を発展させる要請に適応し、社会主義の核心価値観を広めるため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条（規律範囲）

民法は、平等な民事主体である自然人、法人及び非法人組織間の人身関係と財産関係を規律する。

第3条（民事権益を保護する原則）

民事主体の人身権利、財産権利及びその他の適法な権益は、法律の保護を受け、如何なる組織又は個人も、それを侵してならない。

第4条（平等原則）

民事活動における民事主体の法的地位は、一律に平等である。

第5条（意思自治の原則）

民事主体は、民事活動に従事するに当たって、自由意思の原則を遵守し、自己の意思に基づき、民事法律関係の設立、変更及び終止をすべきである。

第6条（公平の原則）

民事主体は、民事活動に従事するに当たって、公平の原則を遵守し、各当事者の権利と義務を合理的に確定しなければならない。

第7条（信義誠実の原則）

民事主体は、民事活動に従事するに当たって、信義誠実の原則を遵守し、誠実に振る舞い、約束を守らなければならない。

第8条（法律・公序良俗遵守の原則）

民事主体は、民事活動に従事するに当たって、法律に違反してはならず、公序良俗に背くことをしてはならない。

第9条（グリーン発展原則）

民事主体は、民事活動に従事するに当たって、資源の節約に努め、生態環境を保護すべきである。

第10条（法律の適用）

民事紛争の処理は、法律に従うべきである。法律に規定がないとき、慣習を適用することができるが、公序良俗に違反してはならない。

第11条 (特別法の優先適用)

その他の法律に民事関係に関する特別の規定がある場合には、その規定に従う。

第12条 (本法の効力)

中華人民共和國領域内の民事活動については、中華人民共和國法を適用する。法律に別の規定があるときには、その規定に従う。

第2章 自然人

第1節 民事権利能力及び民事行為能力

第13条 (民事権利能力の取得と終止)

自然人は、出生の時から死亡するまで、民事権利能力を有し、法により民事権利を享受し、民事義務を負担する。

第14条 (民事権利能力の平等)

自然人の民事権利能力は、一律に平等である。

第15条 (出生時間・死亡時間の判定)

自然人の出生時間、死亡時間は、出生証明、死亡証明に記載されている時間を基準とする。出生証明、死亡証明がなかったとき、戸籍登記又はその他の有効な身分登記に記載されている時間を基準とする。当該記載日付を覆すに足りるその他の証拠があるときは、当該証拠が証明する時間を基準とする。

第16条 (胎児の利益保護)

遺産相続、贈与の受領など胎児の利益保護に関わるときは、胎児が民事権利能力を有するものとみなす。ただし、胎児が分娩時に死体であった場合は、その民事権利能力が初めから存在しないこととする。

第17条 (成人及び未成年者)

18歳以上の自然人は、成人であり、18歳未満の自然人は、未成人である。

第18条 (完全民事行為能力者)

成人は、完全民事行為能力者とし、単独で民事法律行為を行うことができる。

16歳以上の未成年者は、自己の労働収入をその主要な生活の収入源とする場合には、完全民事行為能力者とみなす。

第19条 (制限行為能力者等)

8歳以上の未成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を行う場合、法定代理人が代理し、または法定代理人の同意、追認を得る。ただし、単に利益を得る民

翻 訳

事法律行為又はその年齢、知力に応じた民事法律行為を単独で行うことができる。

第20条（未成年者の民事行為能力）

8歳未満の未成年者は、民事行為無能力者とし、法定代理人が民事法律行為を代理する。

第21条（成年障害者の民事行為無能力等）

自己の行為を弁識できない成人は、民事行為無能力者とし、法定代理人が民事法律行為を代理する。

8歳以上の未成年者が、自己の行為を弁識できないときは、前項の規定を適用する。

第22条（制限民事行為能力者）

自己の行為を完全には弁識できない成人は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を行う場合、法定代理人が代理し、または法定代理人の同意、追認を得る。ただし、単に利益を得る民事法律行為又はその知力、精神健康状態に応じる民事法律行為を単独で行うことができる。

第23条（未成年者及び成人障害者の後見人）

民事行為無能力者、制限民事行為能力者の後見人は、その法定代理人とする。

第24条（成人障害者の認定手続）

自己の行為を弁識できない又は完全には弁識できない成人者の利害関係者又は関係組織は、当該成人者を民事行為無能力者又は制限民事行為能力者として認定をするように人民法院に申し立てることができる。

人民法院に民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に認定された場合、その知力、精神健康回復の状況に基づき、本人、利害関係者又は関係組織の申請を経て、人民法院は、その成人が制限民事行為能力者又は完全民事行為能力者に回復したことを認定することができる。

本条の規定した関係組織は、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、婦女連合会、障害者連合会、法により設立された高齢者組織、民政部門などを含む。

第25条（住所）

自然人は、戸籍登記又はその他の有効な身分登記の記載した居所を住所とする。常居所地が住所と一致しない場合、常居所地を住所とみなす。

第 2 節 後 見

第26条（父母と子の後見義務）

父母は、未成年の子に対し、撫養、教育及び保護の義務を負う。

成人した子は、父母に対し、扶養、扶助及び保護の義務を負う。

第27条 (未成年者の後見人)

父母は、未成年者の後見人である。

未成年者の父母が既に死亡し、または後見能力がない場合、下記の者から後見能力を有する者が順次後見人となる。

- (1) 祖父母, 外祖父母
- (2) 兄, 姉
- (3) その他後見人になる意思のある個人又は組織。ただし、未成年者住所地の住民委員会, 村民委員会又は民政部門の同意を経なければならない。

第28条 (民事行為無能力者, 制限民事行為能力者の後見人)

民事行為無能力又は制限民事行為能力の成年者につき、下記の者から後見能力を有する者が順次後見人となる。

- (1) 配偶者
- (2) 父母, 子
- (3) その他の近親者
- (4) その他後見人になる意思のある個人又は組織。ただし、被後見人住所地の住民委員会, 村民委員会又は民政部門の同意を経なければならない。

第29条 (遺言による後見人の指定)

被後見人の父母が後見人を務める場合、遺言を通じて後見人を指定することができる。

第30条 (協議による後見人の確定)

法により後見資格を有する後見人の間で、協議を通じて後見人を確定することができる。協議により後見人が確定される場合、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

第31条 (後見人の確定)

後見人の確定について、争いがあるとき、被後見人住所地の住民委員会, 村民委員会又は民政部門が指定する。当事者が指定に不服があるとき、人民法院に後見人の指定を申し立てることができる。当事者が、直接的に人民法院に対して指定を申し立てることもできる。

住民委員会, 村民委員会, 民政部門又は人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人の利益に最も有利な原則に基づき、後見資格のある者から後見人を指定しなければならない。

翻 訳

本条第1項の規定により、後見人を指定する前に被後見人の人身、財産及びその他の適法な権益が保護する人がいない状況に置かれたとき、被後見人住所地の住民委員会、村民委員会、法律の規定した関係組織又は民政部門が臨時後見人を務める。

後見人が指定された後、無断で変更してはならない。無断に変更された場合、指定された後見人の責任を免除しない。

第32条（公的後見）

法による後見適格者がいない場合、民政部門が後見人を務める。条件を備える被後見人住所地の住民委員会、村民委員会も後見人を務めることができる。

第33条（成人後見契約）

完全民事行為能力を有する成人は、近親者、その他後見を担当する意思を有する個人又は組織と事前に協議して自己の後見人とすることを書面で確定することができる。協議で確定した後見人は、当該成人が民事行為能力を喪失し、又は部分的に喪失したとき、後見責任を負担する。

第34条（後見人の職責）

後見人の職責は、被後見人を代理して、民事法律行為を実施し、被後見人の人身権利、財産権利及びその他の適法な権益を保護する。

後見人が法により後見職責を履行する際に、生じた権利は、法律の保護を受ける。

後見人が監護職責を履行せず、又は被後見人の適法な権益を侵害したとき、法的責任を負わなければならない。

突発的事件など緊急状況の発生により、後見人が暫く後見職責を履行することができず、被後見人の生活が世話する人がいない状況に置かれたとき、被後見人住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部門が被後見人のために必要な臨時的生活介護の措置を手配しなければならない。

第35条（後見人職責の履行）

後見人は、被後見人の利益に最も有利な原則に基づき、後見職責を履行しなければならない。後見人は、被後見人の利益を凶る場合を除き、被後見人の財産を処分してはならない。

未成年者の後見人が後見職責を履行するにあたって、被後見人の権益に関わる決定を行うとき、被後見人の年齢及び知力状況に基づき、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

成年者の後見人が後見職責を履行するにあたって、被後見人の真実の意思を最大限に尊重すべきであり、被後見人がその年齢及び知力状況に相応しい民事法律行為を行

うことを保障し、かつ協力しなければならない。後見人は、被後見人が単独で処理できる事柄については、干渉してはならない。

第36条 (後見人資格の取消)

後見人に下記の状況の一つがある場合、人民法院は、関連する個人又は組織の申立に基づき、その後見人の資格を取消す。人民法院は、必要な臨時的後見措置を講じ、かつ被後見人に最も有利な原則に基づき、法により新しい後見人を指定する。

- (1) 被後見人の心身健康を著しく侵害する行為を行ったとき
- (2) 後見職責を履行することを怠り、又は後見職責を履行することができず、かつ後見職責を部分的又は全部を他人に委託することを拒み、被後見人を危険・困難な状況に陥らせたとき
- (3) 被後見人の適法な権益を著しく侵害するその他の行為があったとき

本条の規定する関連する個人又は組織は、法により後見資格を有するその他の者、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、婦女連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法により設立した高齢者組織及び民政部門などを含む。

前項の規定する個人又は民政部門以外の組織が速やかに人民法院に後見人資格の取消を申し立てなかったとき、民政部門は、人民法院に申し立てなければならない。

第37条 (後見人資格取消後の費用負担義務)

法により被後見人の撫養費、扶養費を負担する父母、子、配偶者などが人民法院に後見人の資格を取り消された後、引き続き負担した義務を履行しなければならない。

第38条 (後見人資格の回復)

被後見人の父母又は子が人民法院に後見人資格を取り消された後、被後見人に故意の犯罪を行った場合を除き、悔い改める状況が確かに見られたとき、その申請を経て、人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重する前提で状況を見てその後見人の資格を回復することができる。それとともに人民法院の指定した後見人と被後見人の後見関係は、終了する。

第39条 (後見関係の終了)

下記の状況の一つがあるとき、後見関係は、終了する。

- (1) 被後見人が完全民事行為能力を取得し、又は回復したとき
- (2) 後見人が後見能力を失ったとき
- (3) 被後見人又は後見人が死亡したとき
- (4) 人民法院が後見関係の終了を認定するその他の状況があるとき

後見関係が終了した後、被後見人が依然として後見を必要とする場合、法により別

の後見人を指定しなければならない。

第3節 失踪宣告及び死亡宣告

第40条（失踪宣告）

自然人の行方不明が満2年続いたとき、利害関係人は、人民法院に失踪者として失踪宣告を申し立てることができる。

第41条（失踪宣告期間の起算点）

自然人の行方不明の期間は、自然人が音信不通になった日から計算する。戦争期間中に行方不明になったとき、その行方不明の期間は、戦争を終結した日又は関係機関が確定した行方不明の日から計算する。

第42条（失踪者の財産管理）

失踪者の財産管理は、その配偶者、父母、成年した子又は財産管理を担当する意思があるその他の者が代理で管理する。

財産の代理管理に争いがあり、前記の者がなく又は前記の者に管理能力がないときは、人民法院の指定した者が管理する。

第43条（財産管理人の責務）

財産管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産の權益を維持保護しなければならない。

失踪者が滞納した税金、債務又は支払うべきその他の費用は、財産代理管理人が失踪者の財産から支払う。

財産管理人が故意又は重大な過失により、失踪者の財産に損害を与えたときには、賠償責任を負わなければならない。

第44条（財産管理人の変更）

失踪者の財産管理人が管理職責を履行せず、失踪者の財産權益を侵害し又は管理能力が喪失したときは、失踪者の利害関係人は、人民法院に財産管理人の変更を申し立てることができる。

財産管理人に正当な理由がある場合、人民法院に財産管理人の変更を申し立てることができる。

人民法院が財産管理人を変更した場合、変更された後の財産管理人は、原財産管理人に対し、関連する財産を速やかに引き渡し、かつ財産の管理状況を報告することを要求する権利を有する。

第45条（失踪宣告の取消）

中華人民共和國民法典 第一編 總則 (王)

失踪宣告された者が新たに現れた場合、本人又は利害関係人の申立により、人民法院は、その失踪宣告を取り消さなければならない。

失踪宣告された者が新たに現れた場合、財産管理人に関連する財産を速やかに引き渡し、かつ財産の管理状況を報告することを要求する権利を有する。

第46条 (死亡宣告)

自然人に下記の状況の一つがあるときは、利害関係人は、人民法院にその死亡宣告を申し立てることができる。

(1)行方不明が4年に達したとき

(2)不慮の事故により、行方不明が2年に達したとき

不慮の事故により、行方不明になり、関係機関が当該自然人について、生存する可能性がないと証明したとき、死亡宣告の申立は、2年の期間制限を受けない。

第47条 (死亡宣告と失踪宣告の関係)

同一の自然人に対し、死亡宣告を申し立てる利害関係者がいる一方で失踪宣告を申し立てる利害関係者がいる場合において、本法の規定する死亡宣告条件に合致したとき、人民法院は、死亡宣告をしなければならない。

第48条 (死亡日の確定)

死亡を宣告された者につき、人民法院が死亡宣告の判決で確定した日付を死亡の日とみなす。不慮の事故による行方不明により、死亡が宣告されたとき、不慮の事故が生じた日は、その死亡の日とみなす。

第49条 (死亡宣告取消前の民事法律行為の保護)

自然人が死亡していないにもかかわらず、死亡宣告をされた場合、当該自然人が死亡宣告をされた後に実施した民事法律行為の効力に影響を及ぼさない。

第50条 (死亡宣告の取消)

死亡宣告された者が新たに現れたとき、本人又は利害関係人の申立により、人民法院は、その死亡宣告を取り消さなければならない。

第51条 (死亡宣告と婚姻関係)

死亡宣告をされた者の婚姻関係は、死亡宣告された日から消滅する。死亡宣告が取り消されたとき、婚姻関係は、死亡宣告の取り消された日から自然回復する。ただし、その配偶者が再婚し、又は婚姻登記機関に対して書面で婚姻関係の回復を望まないと言明したときを除く。

第52条 (死亡宣告と養子縁組関係)

死亡宣告がされた者が死亡宣告された期間において、その子が他人により適法に養

翻 訳

子縁組をされたとき、死亡宣告がされた者が、その死亡宣告の取消がなされた後、本人の同意を得ていないことを理由に養子縁組行為の無効を主張してはならない。

第53条（死亡宣告取消の財産的効果）

死亡宣告を取り消された者は、本法第六編により、その財産を取得した民事主体に、財産の返還を請求する権利を有する。返還することができなかつた場合、適切な補償を与えなければならない。

利害関係人が真実を隠蔽することによって、他人に死亡宣告を受けさせ、財産を取得したとき、現物を返還するほか、それによつてもたらされた損害の賠償責任を負わなければならない。

第4節 個人商工業世帯、農村請負経営世帯

第54条（個人商工業世帯）

自然人が法により登記し、商工業に従事する場合、個人商工業世帯とする。個人商工業世帯は、屋号を付することができる。

第55条（農村請負経営世帯）

農村集団経済組織の構成員は、法により農村土地請負経営権を取得し、家族請負経営に従事する場合、農村請負経営世帯とする。

第56条（債務負担）

個人商工業世帯の債務につき、個人が経営する場合、個人の財産で負担をする。家族が経営する場合、家族の財産で負担をする。個人経営と家族経営を区別することができなかつた場合、家族の財産で負担をする。

農村請負経営世帯の債務につき、農村請負経営に従事する農戸の財産で負担をする。農戸の一部の構成員が実際に経営する場合、当該構成員の財産で債務を負担する。

第3章 法 人

第1節 一般規定

第57条（法人の定義）

法人とは、民事権利能力と民事行為能力を有し、法により独立的に民事権利を享有し、民事義務を負う組織である。

第58条（法人の成立要件）

法人は、法により設立しなければならない。

中華人民共和國民法典 第一編 總則 (王)

法人は、自己の名称、組織機構、住所、財産又は経費を有しなければならない。法人成立の具体的な条件及び手続は、法律、行政法規の規定による。

法人を設立するに当って法律、行政法規が関係機関の批准を必要とする場合、その規定に従う。

第59条 (法人の民事権利能力及び民事行為能力の取得と消滅)

法人の民事権利能力及び民事行為能力は、法人の成立した時から取得し、法人の終了した時に消滅する。

第60条 (法人の民事責任)

法人は、その全部の財産を以て単独で民事責任を負う。

第61条 (法定代表者)

法律又は法人の定款に基づき、法人を代表して民事活動に従事する責任者は、法人の法定代表者である。

法定代表者が法人の名義で実施する民事活動の法的効果は、法人が負担する。

法人の定款又は権力機構が法定代表者に対して行う代表権範囲の制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第62条 (法定代表者の職務執行による損害の民事責任)

法定代表者が職務執行により、他人に損害を与えたときは、法人が民事責任を負う。

法人が民事責任を負担した後、法律又は法人の定款により、過失がある法定代表者に求償を求める権利を有する。

第63条 (法人の住所)

法人は、主な事務所の所在地を住所とする。法により法人登記をする必要がある場合、主な事務所の所在地を住所として登記をしなければならない。

第64条 (法人の変更登記)

法人の存続期間内において、登記事項に変化が生じた場合、法人は、法人の登記機関に対し、変更登記を申請しなければならない。

第65条 (不実登記と相手方保護)

法人の実際の状況と登記事項が一致しなかったとき、それを以て善意の相手方に対抗することはできない。

第66条 (法人登記情報の公示)

登記機関は、法により法人登記の関連情報を速やかに公示しなければならない。

第67条 (法人合併・分立の効果)

法人が合併するとき、その権利と義務に関しては、合併後の法人が享有し負担する。

翻 訳

法人が分立するとき、その権利と義務に関しては、分立後の法人は、連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。ただし、債権者と債務者が別に約定がある場合、この限りでない。

第68条（法人の終了）

以下の事由の一つがあり、かつ法により清算を完了し、登記を抹消されたとき、法人は、終了する。

- (1)法人の解散
- (2)法人が破産宣告されたとき
- (3)法律の規定するその他の原因があるとき

法人の終了について、法律、行政法規が関係機関の認可を経る必要があると規定した場合、その規定に従う。

第69条（法人の解散）

以下の事由の一つがあるときは、法人は、解散する。

- (1)法人定款の規定した存続期間が満了し、又は法人定款の規定したその他の解散事由が生じたとき
- (2)法人の権力機構が解散を決議したとき
- (3)法人の合併又は分立により、解散が必要とされたとき
- (4)法人が法により営業許可書もしくは、登記証書を取り上げられ、閉鎖を命じられ、又は取り消されたとき
- (5)法律が規定したその他の原因があるとき

第70条（法人の清算）

法人が解散するとき、合併又は分立の場合を除き、清算義務者が速やかに清算チームを結成し、清算を行わなければならない。

法人の董事、理事など執行機構又は意思決定機構の構成員は、清算義務者とする。法律、行政法規に別の規定がある場合は、その規定に従う。

清算義務者が清算義務を速やかに履行せず、損害をもたらした場合、民事責任を負わなければならない。主管機関又は利害関係者は、人民法院に対して、関係者を指定して清算チームを結成し、清算を行うことを申し立てることができる。

第71条（清算手続等）

法人の清算手続及び清算チームの職権は、関連する法律の規定に従う。規定がない場合、会社法の関連規定を参照して、適用する。

第72条（法人清算の効果）

中華人民共和國民法典 第一編 總則 (王)

法人は、清算期間において、存続する。ただし、清算と関連ない活動に従事してはならない。

清算した後、残された法人の財産は、法人の定款又は法人の権力機構の決議に基づき、処理する。法律に別の規定があるときは、それに従う。

清算が終結し、且つ法人の抹消登記を完了させたとき、法人は、終了する。法により法人の登記を必要としない場合において、清算が終結したときは、法人は、終了する。

第73条 (破産による法人の終了)

法人が破産宣告されたとき、法により破産清算を行い、かつ法人の抹消登記が完成されたとき、法人は、終了する。

第74条 (法人の分支機構)

法人は、法により分支機構を設立することができる。法律、行政法規がその分支機構について、登記すべきと規定をしている場合、その規定に従う。

分支機構が自己の名義で民事活動に従事し、これにより生じた民事責任は、法人が負担する。先に分支機構の管理する財産で責任を負い、不足がある場合、法人が負担する。

第75条 (法人設立者による責任負担等)

設立者が法人を設立するために従事する民事活動について、その法律効果は、法人が負担する。法人が成立しなかったとき、その法律効果は、法人の設立者が負担する。設立者が2人以上の場合、連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。

設立者が法人を設立するために自己の名義で民事活動に従事し、民事責任が生じた場合、第三者は、法人又は設立者に対し、民事責任を負うことを選択する権利を有する。

第2節 営利法人

第76条 (営利法人の定義及び種類)

利益を獲得し、かつ、その利益を株主など出資者に配分することを目的として成立する法人は、営利法人とする。

営利法人には、有限責任会社、株式会社、及びその他の企業法人などが含まれる。

第77条 (営利法人の成立)

営利法人は、法による登記を経て、成立する。

第78条 (営業許可書)

翻 訳

登記機関は、法により設立される営利法人に、営利法人の営業許可書を交付する。営業許可書の発行日を営利法人の成立日とする。

第79条（営利法人の定款）

営利法人を設立する際に法により法人の定款を制定しなければならない。

第80条（営利法人の権力機関）

営利法人は、権力機関を設置しなければならない。

権力機関は、法人の定款を改正し、執行機関又は監査機関の構成員を選挙し、又は更迭し、かつ法人定款の規定したその他の職権を行使する。

第81条（営利法人の執行機関）

営利法人は、執行機関を設けなければならない。

執行機関は、権力機関会議を招集し、法人の経営計画及び投資案を決定し、法人内部管理機関の設置を決定し、かつ定款の規定したその他の職権を行使する。

執行機関が董事会又は執行董事である場合、董事長、執行董事又は支配人は、法人の定款に基づき、法定代表者を担当する。董事会又は執行董事を設けなかった場合、法人定款の規定した主な責任者を法人の執行機関及び法定代表者とする。

第82条（営利法人の監督機関）

営利法人に監事会又は監事などの監督機関を設けた場合、監督機関は、法により法人財務を検査し、執行機構の構成員及び高級管理職の法人職務執行行為に対して監督を行い、かつ定款の規定したその他の職権を行使する。

第83条（出資者による権利濫用の禁止）

営利法人の出資者は、出資者の権利を濫用して法人又はその他の出資者の利益に損害を与えてはならない。法人の出資者は、出資者の権利を濫用して法人又はその他の出資者の利益に損害を与えた場合、法により民事責任を負わなければならない。

営利法人の出資者は、法人の独立した地位及び出資者の有限責任を濫用して法人の債権者の利益に損害を与えてはならない。営利法人の出資者は、法人の独立した地位及び出資者の有限責任を濫用して債務を逃避し、法人債権者の利益に著しい損害を与えた場合、法人の債務に連帯責任を負わなければならない。

第84条（支配株主などによる権利濫用の禁止）

営利法人の支配株主、実質支配者、董事、監事及び高級管理職は、その関連関係を利用して法人の利益を損なってはならない。関連関係を利用して、法人に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第85条（営利法人の決議の瑕疵）

営利法人の権力機関，執行機関の決議した会議招集手続，表決方式が法律，行政法規，法人定款に違反し，又は決議の内容が法人の定款に違反した場合，営利法人の出資者は，人民法院にそれを取り消すことを請求することができる。ただし，営利法人がその決議に基づき，善意の第三者と民事法律関係を結んだ場合，その影響を受けない。

第86条（営利法人の社会的責任）

営利法人が経営活動に従事するにあたって，商業道徳を遵守し，取引の安全を維持保護し，政府及び社会の監督を受け，社会的責任を負わなければならない。

第3節 非営利法人

第87条（非営利法人の定義と種類）

公益またはその他の非営利目的で成立し，その出資者，設立者又は会員に利益を配分しない法人は，非営利法人とする。

非営利法人には，事業体単位，社会团体，基金会，社会サービス機構などが含まれる。

第88条（事業体法人の成立）

法人の条件を備え，经济社会発展のニーズに適応するために公益サービスを提供する目的で設立された事業体は，法による登記を経て，事業体法人格を取得する。法により法人登記をする必要のない場合，成立した日から事業体法人格を有する。

第89条（事業体法人の機関）

事業体法人が，理事会を設ける場合，法律に別の規定がある場合を除き，理事会を事業体法人の決定機関とする。事業体の法定代表者は，法律，行政法規又は法人定款の規定に基づき，選出する。

第90条（社会团体法人の成立）

法人の条件を備え，会員の共同意思に基づき，公益目的又は会員の共同利益を実現する非営利目的のために設立される社会团体は，法により登記を経て成立し，社会团体の法人格を取得する。法により法人登記を必要としない場合，成立した日から社会团体の法人格を有する。

第91条（社会团体法人の定款，権力機関等）

社会团体法人の設立は，法により法人定款を定めなければならない。

社会团体法人は，会員総会又は会員代表大会などの権力機関を設けなければならない。

社会团体法人は，理事会などの執行機関を設けなければならない。理事長又は会長

翻 訳

などの責任者が法人の定款に従い、法定代表者を担当する。

第92条（寄付法人）

法人の条件を備え、公益目的を実現するため、寄付財産で設立される基金会、社会サービス機構などは、法により登記を経て成立し、寄付法人の法人格を取得する。

法により設立した宗教活動施設が法人の条件を備えるとき、法人登記を申請することができ、寄付法人の法人格を取得する。法律、行政法規に宗教活動施設に関する規定がある場合、その規定に従う。

第93条（寄付法人の定款、意思決定機関等）

寄付法人の設立は、法により法人定款を制定しなければならない。

寄付法人は、理事会、民主的管理組織などの意思決定機関を設け、かつ執行機関を設けなければならない。理事長などの責任者が法人定款の規定に従い、法定代表者を担当する。

寄付法人は、監事会などの監督機関を設けなければならない。

第94条（寄付者の権利）

寄付者は、寄付法人に寄付財産の使用、管理状況について、照会し、かつ意見及び建議を出す権利を有する。寄付法人は、それに対して速やかに事実をありのままに回答しなければならない。

寄付法人の意思決定機関、執行機関又はその法定代表者が決定をする手続が法律、行政法規、法人の定款に違反し、又はその内容が法人の定款に違反したとき、寄付者などの利害関係者又は主管機関は、人民法院に対してそれを取消すよう請求することができる。ただし、寄付法人がその決議に基づき、善意の第三者と民事法律関係を結んだ場合は、その影響を受けない。

第95条（非営利法人終了の効果）

公益を目的に成立した非営利法人が終了するとき、出資者、設立者又は会員に剰余の財産を配分してはならない。その剰余の財産は、法人定款の規定又は権力機関の決議に基づき、公益目的に使わなければならない。定款の規定又は権力機関の決議に基づく処理ができなかったとき、主管機関が主宰して、同じ趣旨又はそれに近い公益を目的とする法人に移管するとともに社会に公告する。

第4節 特別法人

第96条（特別法人）

本節の規定する機関法人、農村集団経済組織法人、都市、農村の合作経済組織法人、

基層大衆自治組織法人を特別法人とする。

第97条 (機関法人)

独立した経費をもつ機関及び行政職能を担う法定機構は、成立した日から法人格を有し、職能を履行するのに必要な民事活動に従事することができる。

第98条 (機関法人の終了)

機関法人が取消されたとき、法人は、終了する。その民事権利及び義務は、後継する機関法人が享有し、負担する。後継する機関法人がない場合、その機関法人を取消した機関法人がその民事権利を享有し、民事義務を負担する。

第99条 (農村集団経済組織法人)

農村集団経済組織は、法により法人の資格を取得する。

法律、行政法規に農村集団経済組織に関する規定がある場合、その規定に従う。

第100条 (合作経済組織法人)

都市、農村の合作経済組織は、法により法人の資格を取得する。

法律、行政法規に都市、農村の合作経済組織に関する規定がある場合、その規定に従う。

第101条 (基層大衆自治組織法人)

住民委員会、村民委員会は、基層大衆自治組織法人の資格を有し、その職能を履行するのに必要な民事活動に従事することができる。

村の集団経済組織を設立しなかったとき、村民委員会は、法により集団経済組織の職能を代行することができる。

第4章 非法人組織

第102条 (非法人組織の定義と種類)

非法人組織とは、法人の資格を有せず、法により自己の名義で民事活動に従事することができる組織である。

非法人組織には、個人独資企業、組合企業、法人格を有しない専門サービス機構などが含まれる。

第103条 (非法人組織の成立)

非法人組織は、法律の規定に従い、登記をしなければならない。

非法人組織を設立するにあたって、法律、行政法規の規定により、関係機関の認可を経る必要があるときは、その規定に従う。

第104条 (非法人組織の民事責任)

翻 訳

非法人組織の財産が債務弁済に足りない場合、非法人組織の出資者又は設立者は、無限責任を負う。法律に別の規定がある場合は、それに従う。

第105条（非法人組織の代表）

非法人組織は、一人又は数人を当該組織の代表として定め、民事活動に従事させることができる。

第106条（非法人組織の解散）

下記の状況の一つがあるとき、非法人組織は、解散する。

(1)定款に定める存続期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が生じたとき

(2)出資者又は設立者が解散を決定したとき

(3)法律に定めるその他の状況があるとき

第107条（非法人組織の清算）

非法人組織が解散される時、法により清算をしなければならない。

第108条（法人法の適用）

非法人組織には、本章の規定を適用するほかに本法第3章第1節の関連規定を適用する。

第5章 民事権利

第109条（人格権）

自然人の人身の自由、人格の尊厳は、法律の保護を受ける。

第110条（具体的人格権）

自然人は、生命権、健康権、身体権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権、婚姻自主権などの権利を享有する。

法人、非法人組織は、名称権、名誉権、荣誉権などの権利を享有する。

第111条（個人情報の保護）

自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。如何なる組織及び個人も他人の個人情報を取得する必要があるとき、法により取得し、かつ情報の安全を確保しなければならない。違法に他人の個人情報を収集し、利用し、加工し、伝達してはならない。違法に他人の個人情報を売買し、提供し又は公開してはならない。

第112条（人身の権利）

自然人が婚姻、家庭関係などにより、生じた人身の権利は、法律の保護を受ける。

第113条（財産権の平等保護）

中華人民共和國民法典 第一編 總則 (王)

民事主体の財産権は、法律により、平等の保護を受ける。

第114条 (物権)

民事主体は、法により物権を享有する。

物権とは、権利者が法により特定の物に対し、直接的支配及び排他的権利を享有する権利である。物権には、所有権、用益物権及び担保物権が含まれる。

第115条 (物)

物には、不動産及び動産が含まれる。法律が権利を物権の客体として規定する場合、その規定に従う。

第116条 (物権法定主義)

物権の種類及び内容は、法律が規定する。

第117条 (公共利益に基づく収用等)

公共利益のニーズのために法律の規定する権限及び手続きに基づき、不動産又は動産を収用又は徵用するときには、公平で、合理的な補償を与えなければならない。

第118条 (債権)

民事主体は、法により債権を享有する。

債権とは、契約、権利侵害行為、事務管理、不当利得及び法律のその他の規定により、権利者が特定の義務者に対し、一定の行為を行い、又は行わないことを請求する権利である。

第119条 (契約の法的拘束力)

法により成立した契約は、当事者に対し、法的拘束力を有する。

第120条 (不法行為責任)

民事権益が侵害されたとき、権利を侵害された者は、権利侵害者に権利侵害責任を負うことを請求する権利を有する。

第121条 (事務管理)

法定又は約定の義務がなく他人の利益が損害を受けることを避けるために管理を行った者は、受益者に対してこれにより支払った必要費用を償還するよう請求する権利を有する。

第122条 (不当利得)

他人が法的根拠がなく不当利益を取得した場合、損害を受けた者は、不当利得者に不当利益を返還するよう請求する権利を有する。

第123条 (知的財産権)

民事主体は、法により知的財産権を享有する。

翻 訳

知的財産権とは、権利者が法により下記の客体について、専有する権利をいう。

- (1)著作物
- (2)発明，実用新案，意匠
- (3)商標
- (4)地理的表示
- (5)商業秘密
- (6)集積電子回路配置図設計
- (7)植物新品種
- (8)法律の規定するその他の客体

第124条（相続権）

自然人は、法により相続権を享有する。

自然人の合法的私有財産は、法により相続することができる。

第125条（投資的権利）

民事主体が法により株主権及びその他の投資的権利を享有する。

第126条（その他の民事権益）

民事主体が法律の規定するその他の民事権利及び利益を享有する。

第127条（データ、ネット上の仮想財産の保護）

法律がデータ、ネット上の仮想財産の保護について、規定するときには、その規定に従う。

第128条（特別な保護規定）

未成年者、高齢者、障害者、女性、消費者などの民事権利に対し、法律に特別な保護規定があるときは、その規定に従う。

第129条（民事権利の取得）

民事権利は、民事法律行為、事実行為、法律の規定する事件又は法律の規定するその他の方法により、取得することができる。

第130条（意思自治）

民事主体は、自己の意思で法により民事権利を行使し、干渉を受けない。

第131条（権利と義務の一致）

民事主体は、権利を行使するに当たって、法律の規定する義務又は当事者の約定する義務を履行しなければならない。

第132条（権利濫用の禁止）

民事主体は、民事権利を濫用して、国家利益、社会公共利益又は他人の適法な權益

を侵害してはならない。

第6章 民事法律行為

第1節 一般規定

第133条 (民事法律行為の定義)

民事法律行為とは、民事主体が意思表示を通じて民事法律関係を設立、変更、終了する行為を指す。

第134条 (民事法律行為の類型)

民事法律行為は、単独の意思表示に基づき、成立することができ、双方又は多方の意思表示に基づき、成立することもできる。

法人、非法人組織が、法律又は定款の規定する議事方法及び表決手続に基づき、決議を行ったとき、その決議行為は、成立する。

第135条 (民事法律行為の形式)

民事法律行為は、書面形式、口頭の形式又はその他の形式を採用することができる。法律、行政法規又は当事者が特定の形式を採用すると定めるとき、特定の形式を採用しなければならない。

第136条 (効力の発生及び変更)

民事法律行為は、成立した時から効力を生じる。ただし、法律又は当事者に特別の規定があるときは、この限りでない。

行為者は、法律の規定又は当事者の同意によらなければ、勝手に民事法律行為を変更し、又は解除してはならない。

第2節 意思表示

第137条 (意思表示の効力発生)

対話式の意味表示は、相手方がその内容を理解した時から効力を発生する。

非対話式の意味表示は、相手方に到達した時から効力を発生する。非対話式の電子データ文の形式を採用し、意思表示をするにあたって、相手側が特定のシステムを指定して電子データ文を受け取るとき、その電子データ文が特定のシステムに入った時から効力を発生する。特定のシステムを指定していないときは、相手方がその電子データ文がそのシステムに入ったことを知り、又は知るべきであったとき、効力を発生する。当事者が電子データ文の形式を採用する意思表示効力の発生する時期について

翻 訳

て、別の約定があるときには、その約定に従う。

第138条（相手方のない意思表示の効力発生）

相手方のない意思表示は、表示の完成した時から効力を生じる。ただし、法律に別の規定があるときには、その規定に従う。

第139条（公告による意思表示の効力発生）

公告方式で意思表示をするとき、公告を公表した時から効力を発生する。

第140条（明示、黙示、沈黙による意思表示）

行為者は、明示又は黙示で意思表示を行うことができる。

沈黙は、法律の規定、当事者の約定があり、又は当事者間の取引慣習と一致した時に限って意思表示とみなすことができる。

第141条（意思表示の撤回）

当事者は、意思表示を撤回することができる。意思表示を撤回する通知は、意思表示が相手方に到達する前に又は意思表示と同時に相手方に到達しなければならない。

第142条（意思表示の解釈）

相手方がいる意思表示は、使用される文言に基づき、関連条項、行為の性質と目的、慣習及び信義誠実の原則を踏まえて、意思表示の意味を確定しなければならない。

相手方がいない意思表示は、使用される文言に完全に拘ってはならず、関連条項、行為の性質と目的、慣習及び信義誠実の原則を踏まえて、当事者の真実意思を確定しなければならない。

第3節 民事法律行為の効力

第143条（民事法律行為の有効要件）

民事法律行為が下記の要件を備えるときは、有効とする。

- (1)行為者が相応の民事行為能力を有すること
- (2)意思表示が真実であること
- (3)法律、行政法規の強制規定に違反せず、公序良俗に違反しないこと

第144条（民事法律行為の無効）

民事行為無能力者が実施した民事法律行為は、無効とする。

第145条（制限民事行為能力者による民事法律行為）

制限民事行為能力者が実施した、単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、知力、精神健康状態に相応しい民事法律行為は、有効とする。制限民事行為能力者が実施したその他の民事法律行為は、法定代理人の同意又は追認を経て有効とする。

相手方は、法定代理人に一箇月以内に追認するよう催告をすることができる。法定代理人が意思表示をしなかったときは、追認を拒否したものとみなす。民事法律行為が追認される前に、善意の相手方は、取消す権利を有する。取消は、通知の形式で行わなければならない。

第146条（虚偽の意思表示等）

行為者と相手方が虚偽の意思表示で行った民事法律行為は、無効とする。

虚偽の意思表示により隠匿する民事法律行為の効力は、関連する法律に従い、処理をする。

第147条（重大な誤解による民事法律行為）

重大な誤解に基づき実施した民事法律行為につき、行為者は、人民法院又は仲裁機構にそれを取消すよう請求する権利を有する。

第148条（詐欺による民事法律行為）

当事者の一方が詐欺の手段により、相手方が真実の意思に背く状況において、民事法律行為を実施させたとき、詐欺を受けた側は、人民法院又は仲裁機構にそれを取消すよう請求する権利を有する。

第149条（第三者の詐欺による民事法律行為）

第三者が詐欺行為を実施し、当事者の一方が真実の意思に背く状況において、民事法律行為を実施させ、相手方がその詐欺行為を知り、又は知るべきであったとき、詐欺を受けた側は、人民法院又は仲裁機構にそれを取消すことを請求する権利を有する。

第150条（強迫による民事法律行為）

当事者の一方又は第三者が強迫の手段により、相手方が真実の意思に背く状況において、民事法律行為を実施させたとき、強迫を受けた側は、人民法院又は仲裁機構にそれを取消すことを請求する権利を有する。

第151条（明らかに公平を失する民事法律行為）

当事者の一方が相手方の窮状、判断能力の欠如などの状況を利用し、民事法律行為が成立した際に明らかに公平を失したとき、損害を受けた側は、人民法院又は仲裁機構にそれを取消すことを請求する権利を有する。

第152条（取消権の消滅）

下記の状況の一つがあるとき、取消権は消滅する。

(1)当事者が取消の事由を知り、又は知り得べき日から1年以内、重大な誤解をした当事者が取消の事由を知り、又は知り得べき日から90日以内に取消権を行使しなかったとき

翻 訳

(2)当事者が強迫を受け、強迫行為の終了した日から1年以内に取消権を行使しなかったとき

(3)当事者が取消の事由を知った後に、取消権の放棄を明確に表示し又は自分の行為により取消権の放棄を表明したとき

当事者が民事法律行為の発生した日から5年以内に取消権を行使しなかったとき、取消権は、消滅する。

第153条（民事法律行為の無効）

法律、行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は、無効とする。ただし、当該強行規定がその民事法律行為を無効としないときは、この限りでない。

公序良俗に違反する民事法律行為は、無効とする。

第154条（通謀による民事法律行為の無効）

行為者と相手方が悪意で通謀し、他人の適法な権益に損害を与える民事法律行為は、無効とする。

第155条（無効又は取消の効力）

無効又は取り消された民事法律行為は、始めから法的拘束力を有しない。

第156条（一部無効の効果）

民事法律行為の一部無効がその他の部分の効力に影響を及ぼさないとき、その他の部分は、依然として有効である。

第157条（無効又は取消の効果）

民事法律行為が無効、取り消され又は効力の生じないことが確定した後、行為者が当該行為により取得した財産は、返還をしなければならない。返還することができず、又は返還する必要がない場合、金銭に換算して補償をしなければならない。過失がある一方は、相手がこれにより受けた損害を賠償しなければならない。各当事者に過失がある場合、各自が相応の責任を負担しなければならない。法律に別の規定がある場合には、その規定に従う。

第4節 条件付き民事法律行為及び期限付き民事法律行為

第158条（条件）

民事法律行為に条件を付けることができる。ただし、その性質により、条件を付けることができないものは、この限りでない。効力発生条件付きの民事法律行為は、条件成就の時から効力を発生する。解除条件付きの民事法律行為は、条件成就の時から効力を消滅する。

第159条（条件の成就又は不成就の擬制）

条件付き民事法律行為につき、当事者が自己の利益のために不正にその条件の成就を阻止したとき、その条件は、成就したものとみなす。不正にその条件の成就を促したとき、その条件は、不成就とみなす。

第160条（期限）

民事法律行為に期限を付けることができる。ただし、その性質により、期限を付けることができないものは、この限りでない。効力発生期限付きの民事法律行為は、期限の到来した時から効力を発生する。終期付きの民事法律行為は、期限の到来した時から効力を消滅する。

第7章 代 理

第1節 一般規定

第161条（代理）

民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。

法律の規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質により、本人が自ら行うべき民事法律行為については、代理してはならない。

第162条（代理行為の効力）

代理人が代理権限内に本人の名義で民事法律行為を行い、本人に効力を生じる。

第163条（代理の種類）

代理には、委任代理及び法定代理が含まれる。

委任代理人は、本人の委任に基づき、代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に基づき、代理権を行使する。

第164条（代理人の民事責任等）

代理人が、代理人の職責を履行せず又は不完全履行により、本人に損害を与えたときには、代理人は、民事責任を負わなければならない。

代理人と相手方が悪意で通謀し、本人の適法な權益に損害を与えた場合には、代理人と相手方が連帯責任を負わなければならない。

第2節 委任代理

第165条（代理授權の形式）

委任代理権の授与が、書面形式を採用するとき、授權委任状には、代理人の氏名又

翻 訳

は名称、代理事項、権限及び期限を明記し、かつ本人が署名又は捺印をしなければならない。

第166条（共同代理）

複数人が同一の委任事項の代理人になった場合、共同で代理権を行使しなければならない。ただし、当事者に別の約定がある場合は、この限りでない。

第167条（違法な代理の民事責任）

代理事項が違法であることを知り、又は知るべきでありながら代理人が代理活動を進めたとき、又は本人が代理人の代理行為が違法であることを知り、又は知るべきでありながら反対する意思表示をしなかったときには、本人と代理人は、連帯責任を負わなければならない。

第168条（自己代理及び双方代理の禁止）

代理人が本人の名義で自己と民事法律行為を行ってならない。ただし、本人がそれに同意し又は追認をした場合は、この限りでない。

代理人が本人の名義で自己が同時に代理するその他の者と民事法律行為を行ってはならない。ただし、被代理人の双方がそれに同意し又は追認をした場合は、この限りでない。

第169条（代理の再委任）

代理人が第三者に代理を再委任する必要があるときは、本人の同意又は追認を得なければならない。

再委任が本人の同意又は追認を経た場合、本人は、代理事務について、再委任の第三者に直接に指示することができる。代理人は、第三者の選任及び第三者に対する指示についてのみ責任を負う。

再委任が本人の同意又は追認を経なかった場合、代理人が再委任の第三者の行為に対して責任を負う。ただし、代理人が緊急状況において、本人の利益を保護するために第三者に代理を再委任する必要がある場合は、この限りでない。

第170条（法人等の職務執行行為の効果）

法人又は非法人組織の職務を執行する者がその職権範囲内の事項につき、法人又は非法人組織の名義で民事法律行為を行ったとき、法人又は非法人組織に対して効力を生ずる。

法人又は非法人組織による職務を執行する者の職権範囲に対する制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第171条（無権代理）

中華人民共和國民法典 第一編 總則 (王)

行為者に代理権がなく、代理権を超越し、又は代理権が消滅した後に依然として代理行為を行い、本人の追認を経なかったときは、本人に対して効力を生じない。

相手方は、通知を受け取った日から本人に一箇月以内に追認をするよう催告することができる。本人が表示をしなかったとき、追認を拒否したものとみなす。行為者の行った行為が追認をされる前に、善意の相手方は、それを取消す権利を有する。取消は、通知の形式で行わなければならない。

行為者の行った行為が追認されなかったとき、善意の相手方は、無権代理人に債務を履行し、又は受けた損害を賠償するよう請求する権利を有する。ただし、その賠償の範囲は、本人の追認の時、相手方が得られる利益を超えることはできない。

相手方が代理人の無権代理を知り、又は知るべきであるときは、相手方及び代理人は各自の過失に従い責任を負う。

第172条 (表見代理)

行為者に代理権がなく、代理権を超越し、又は代理権が消滅した後も代理行為を行い、相手方が行為者に代理権を有すると信じる理由がある場合は、代理行為を有効とする。

第3節 代理の終了

第173条 (委任代理の終了)

下記の状況の一つがあるときは、委任代理は、終了する。

- (1)代理期間が満了し、又は代理事務が完了したとき
- (2)本人が委任を取消し、又は代理人が辞任をしたとき
- (3)代理人が民事行為能力を失ったとき
- (4)代理人又は本人が死亡したとき
- (5)代理人又は本人としての法人、非法人組織が終了したとき

第174条 (本人の死亡と代理行為の効力)

本人が死亡した後、下記の状況の一つがあるときは、委任代理人の行った代理行為は、有効とする。

- (1)代理人が本人の死亡を知らず、かつ知るべきでないとき
- (2)本人の相続人がそれを承認したとき
- (3)代理権の授権において、代理事項の完成時に終了することが明確にされていたとき
- (4)本人の死亡の前に既に実施され、相続人の利益のために継続代理を行ったとき

翻 訳

本人としての法人、非法人組織が終了した場合は、前項の規定を参照して、適用する。

第175条（法定代理の終了）

下記の状況の一つがあるときは、法定代理は終了する。

- (1)本人が完全なる民事行為能力を取得し、又は回復したとき
- (2)代理人が民事行為能力を失ったとき
- (3)本人又は代理人が死亡したとき
- (4)法律の規定したその他の状況があるとき

第8章 民事責任

第176条（民事責任）

民事主体は、法律の規定又は当事者の約定に従い、民事義務を履行し、民事責任を負わなければならない。

第177条（按分責任）

2人以上が法により按分責任を負い、責任の大きさを確定することができたときには、各自は、相応の責任を負担する。責任の大きさを確定することができないときには、均等に責任を負担する。

第178条（連帯責任）

2人以上が法により連帯責任を負うとき、権利者は、一部の連帯責任者又は全部の連帯責任者に責任を負うことを請求する権利を有する。

連帯責任者の責任の割合は、各自の責任の大きさに基づき、確定をする。責任の大きさを確定することができないときには、均等に責任の割合を負担する。実際に負担する責任が自分の責任割合を超える連帯責任者は、その他の連帯責任者に求償する権利を有する。

連帯責任は、法律が規定し、又は当事者が約定する。

第179条（民事責任の負担方式）

民事責任を負う方式には、主に以下のものがある。

- (1)侵害の停止
- (2)妨害の排除
- (3)危険の除去
- (4)財産の返還
- (5)原状の回復

- (6)修理, 作り直し, 交換
- (7)履行の継続
- (8)損害賠償
- (9)違約金の支払い
- (10)影響の除去, 名誉の回復
- (11)謝罪

法律が懲罰的賠償を規定したときには, その規定に従う。

本条が規定する民事責任を負う方式は, 単独で適用することができ, 併せて適用することもできる。

第180条 (不可抗力)

不可抗力により, 民事義務を履行することができないとき, 民事責任を負わない。法律に別の規定がある場合には, その規定に従う。

不可抗力とは, 予見することができず, 避けることができず, かつ克服することができない客観的な状況を指す。

第181条 (正当防衛)

正当防衛により損害を与えた場合, 民事責任を負わない。

正当防衛が必要な限度を超え, あるべきではない損害を与えた場合, 正当防衛者は, 適切な民事責任を負わなければならない。

第182条 (緊急避難)

緊急避難により損害を生じさせた場合, 危険を引き起こした者が民事責任を負う。

危険が自然原因により引き起こされた場合, 緊急避難者は, 民事責任を負わない。ただし, 被害者に適切な補償を与えることができる。

緊急避難者のとった措置が不当又は必要な限度を超え, あるべきではない損害を与えた場合, 緊急避難者は, 適切な民事責任を負わなければならない。

第183条 (受益者による補償)

他人の民事権益を保護するために自己が損害を受けた場合, 権利侵害者が民事責任を負い, 受益者は, 適切な補償を与えることができる。権利侵害者がなく, 権利侵害者が逃走し, 又は民事責任を負う能力がなく, 被害者が補償を求めた場合, 受益者は, 適切な補償を与えなければならない。

第184条 (緊急救助行為の免責)

自らの意思で緊急救助行為を行い, 助けられた者に損害を与えた場合, 救助者は, 民事責任を負わない。

翻 訳

第185条（烈士の人格的利益の保護）

英雄烈士などの氏名、肖像、名誉及び栄誉を侵害し、社会公共の利益を損なう場合、民事責任を負わなければならない。

第186条（責任競合）

当事者一方の違約行為により、相手の人身權益、財産權益に損害を与えた場合、被害者側は、加害者に違約責任又は権利侵害責任を負うことを選択する権利を有する。

第187条（民事責任の優先適用）

民事主体が同一の行為により、民事責任、行政責任及び刑事責任を負うべきとき、行政責任又は刑事責任を負うことは、民事責任を負うことに影響しない。民事主体の財産が支払うのに足りないときには、先に民事責任を負う。

第9章 訴訟時効

第188条（普通訴訟時効の期間）

人民法院に民事権利の保護を請求する訴訟時効の期間は、3年とする。法律に別の規定がある場合は、その規定に従う。

訴訟時効期間は、権利者が権利の侵害及び義務者を知り、又は知り得べき日から起算する。法律に別の規定がある場合、その規定に従う。ただし、権利が侵害された日から20年を超えたとき、人民法院は、それを保護しない。特殊な状況がある場合には、人民法院は、権利者の申立に基づき、時効の延長を決定することができる。

第189条（分割債務の起算点）

当事者が同一の債務につき、分割履行の約定をしたとき、訴訟時効の期間は、最終期の履行期限の満了した日から起算する。

第190条（法定代理人に係る時効の起算点）

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が法定代理人に対する請求権の訴訟時効期間は、法定代理の終了した日から起算する。

第191条（性的侵害による未成年者の賠償請求権時効の起算点）

未成年者が性的侵害を受けた際の損害賠償請求権の訴訟時効期間は、被害者が満18歳となった日から起算する。

第192条（時効完成の効力）

訴訟時効の期間が満了したとき、義務者は、義務不履行の抗弁を提出することができる。

訴訟時効期間が満了したとき、義務者が履行することに同意した場合、訴訟時効の

満了を以て抗弁してはならない。義務者が自分の意思で履行したとき、返還の請求をしてはならない。

第193条 (訴訟時効の適用)

人民法院は、自ら進んで訴訟時効の規定を適用してはならない。

第194条 (訴訟時効の停止)

訴訟時効期間の最後の6箇月間において、下記の障碍により、請求権を行使することができないときには、訴訟時効は停止する。

(1)不可抗力

(2)民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がなく、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、代理権を喪失したとき

(3)相続開始後、相続人又は遺産管理人が確定されていないとき

(4)権利者が義務者又はその他の者にコントロールされたとき

(5)権利者が請求権を行使することができないその他の障碍があるとき

時効停止の原因が除去された日から6箇月を満了したとき、訴訟時効の期間は、満了とする。

第195条 (訴訟時効の中断)

下記の状況の一つがあるとき、訴訟時効は中断する。中断又は関連手続の終結した時から訴訟時効の期間は、改めて計算する。

(1)権利者が義務者に履行を請求したとき

(2)義務者が義務を履行することに同意したとき

(3)権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てたとき

(4)訴訟の提起又は仲裁の申立と同等の効力を有するその他の状況があるとき

第196条 (訴訟時効適用の除外)

下記の請求権には、訴訟時効を適用しない。

(1)侵害の停止、妨害の排除、危険の除去を請求するとき

(2)不動産物権及び登記をした動産物権の権利者が財産の返還を請求するとき

(3)撫養費、扶助費又は扶養費を請求するとき

(4)法により訴訟時効を適用しないその他の請求権があるとき

第197条 (訴訟時効規定の強行性)

法律が訴訟時効の期間、計算方法及び停止、中断の事由を規定する。当事者による約定は、無効とする。

時効利益に対する当事者の事前放棄は、無効とする。

第198条（仲裁時効）

法律に仲裁時効に関する規定がある場合には、その規定を適用する。法律に仲裁時効に関する規定がない場合には、訴訟時効の規定を適用する。

第199条（除斥期間）

法律の規定又は当事者の約定した取消権、解除権などの権利の存続期間は、法律に別の規定がある場合を除き、権利者が権利の発生を知り、又は知るべきである日から起算する。存続期間は、訴訟時効の停止、中断及び延長に関する規定を適用しない。存続期間が満了したとき、取消権、解除権などの権利は、消滅する。

第10章 期間の計算

第200条（期間）

民法における期間は、西暦の年、月、日、時間により計算する。

第201条（期間の起算点）

年、月、日を以て期間を計算するとき、開始する初日を計算に入れず、その翌日から起算する。

時間を以て期間を計算するとき、法律の規定又は当事者が約定する時間から起算する。

第202条（年、月による期間の計算方法）

年、月を以て期間を計算するとき、満期月の相応する日は、期間の最終日とする。相応する日がないとき、当該月の末日を以て期間の最終日とする。

第203条（期間最終日の計算方法）

期間の最終日が法定定休日に当る場合、定休日の翌日を以て期間の最終日とする。

期間最終日の満了時間は、24時とする。業務時間がある場合には、業務活動を停止する時を満了時とする。

第204条（期間の計算方法の法定等）

期間の計算方法は、本法の規定に従う。法律に別の規定又は当事者に別の約定がある場合は、この限りでない。